

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和8年度「食品加工・開発の専門技術者育成支援事業」業務委託

### 2 業務概要

和歌山県内の食品関係事業者を対象に、果実をはじめとする県産農産物を有効に活用した加工品の開発・製造に必要な知識（効率性、安全性、経済性、商品性等）や技術の習得に向けたセミナーを実施し、専門技術者の育成を支援する。

### 3 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 受講者の募集、選定

ア 受講者募集については、食品関係事業者に幅広く周知し、申込の受付および取りまとめを行う。

イ 原則として15事業者に対して実施する。

受講希望者が多数の場合は、「おいしく食べて和歌山モール」参加事業者を優先するなど一定の効果的かつ公平な基準を設けて選定する。

ウ 選定した受講者から原則、開講式までに受講料（20,000円）を徴収する。

エ 徴収の方法、保管、領収書の発行等については受託者の責任の元で適切に実施し、徴収した金額は本業務の運営費に充当する。

#### (2) 食品加工・開発の専門技術者育成セミナーの開催

ア 加工品の開発・製造に必要な知識、技術習得に関するセミナーを計50時間程度実施する。

イ 講義は録画しておき、当日参加できない事業者等に準備のうえ必要に応じて配信する。

ウ 業務完了報告の際に提出する収支精算書については、委託金額に係る支出と徴収した受講料に係る支出が明確に区別できるように記載する。

エ スケジュール等は次のとおりとし、詳細は県と協議のうえ実施する。

実施時期	業務	内容
7月、3月	開講式、閉講式の開催	開講にあたりカリキュラム説明、閉講にあたり修了証交付を行う。
7月～3月	講義、実習の実施	食品加工関係の専門家による体系的な講義、実習を行う。
3月	商品評価展示会の開催	受講生が試作した加工品を発表し、評価を行う。

オ 講義、実習の分野および科目（例）は次のとおりとし、受託者がこれまでの実務経験等をもとに、より効果的であると考えるものを設定する。

分野（例）	科目（例）
食品製造のための加工技術原理と応用	食品工学の基礎、単位操作（加熱、抽出、殺菌、分離・濃縮、保存、乾燥、乳化、冷凍など）
価値ある食品の開発	果実加工品の製造方法、食品表示、機能性表示、マーケティング、未利用資源の活用など
開発食品の安全性	食品衛生、食品安全、洗浄技術など
環境課題対策	水対策、エネルギー対策など
その他	現地研修、理解度試験など

カ 受託者は必要に応じ面談を行うなどして事業者支援・進捗管理を行う。

#### （４）食品加工・開発の専門技術者育成セミナーの評価方法

##### ア セミナーの修了条件

本セミナーは、決められた講義を受講することにより自動的に修了となるものではなく、目的の達成度を一定の評価方法により測り、一定の基準を満たした場合とし、修了者には県から修了証を交付する。

##### イ セミナーの評価方法

上記アの一定の評価方法の具体的な項目は以下のとおりとする。また、以下の項目以外に受託者が独自に評価項目を設定しても差し支えない。なお、評価形式（例えば５段階評価）は任意に決めて差し支えない。

- a 内容の理解度（内容ごとに設問形式等により５段階評価など）
- b セミナー参加への積極性

### ５ 業務の実施体制

- （１）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- （２）統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。
- （３）統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し定期的に県へ報告すること

### ６ 成果品の帰属

- （１）本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- （２）本委託業務の成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、各権利について合理的な理由がある場合は双方協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。
- （３）本事業完了後は、実績報告書を紙媒体１部、電子データ（PDF形式及びWord

等の編集可能な形式)で県に提出すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、契約締結時に県に提出した企画提案書にのっとり業務を実施するとともに、食品流通課の担当職員と必要な協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 契約締結後に生じた事由により契約の変更が生じたときは、受託者は県が作成した仕様書をもとに、変更後の見積書を県あてに提出することとし、その場合において、県は提出された内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結する。